

(周りに)
危険な空き家はありませんか？
(所有の物件)
管理不全になっていませんか？

「空き家」でお困りの方は ご相談ください

建築課空き家対策係
☎(63)2243

y©è â D Ôtªæ^•hOot'“z [管理不全空家等] qMOàüUýf^•‡`h{\•t'“æ
SxzŽ<w'Os)eQwK"íVHt0`ozãM^Špl{~ç }b"lqUpV‡b{
©íVH^L"oSXqÝz=U ^z*“wEP•“İt0`ow)e•{ ¿^kUÿQ"DóQ<K
“‡bwpz&~s g0f)æM‡`•O{

空き家放置による危険性

老朽化しており、倒壊など、災害時に大きな被害につながる恐れがある。

草木が生い茂り、害虫等が発生し、不衛生な状態になっている。

不審者の侵入や放火、ごみの不法投棄など、地域の治安悪化の原因になっている。



空き家が原因で他人に損害が生じた場合、所有者は被害者に対して損害賠償の責任を負う可能性があります。また、周囲に著しく悪影響があると判断される空き家は、空家等特別措置法に基づき「特定空家等」「管理不全空家等」に認定され、必要な助言、指導、勧告、命令、代執行などの行政措置、住宅用地特例の解除が行われます。

鹿沼市の空き家に関する支援事業

あきや 空家解体補助金制度

老朽化した空き家の解体工事を行う場合、その経費の一部を補助します。空き家が補助対象としての要件を満たすかどうか事前確認が必要で申請前の着工は、補助の対象となりません。

補助対象工事：市内の業者等が請負う、空き家を解体する工事

補助対象者：空き家・空き地の所有者、およびその3親等以内の親族

補助金額：解体工事費の2分の1、上限50万円 募集件数：35件程度

空き家バンク制度

空き家の売却・賃貸を考えている人に空き家情報を登録してもらい、市ホームページ等で空き家を利用したい人に紹介する制度です。空き家以外にも店舗、事務所、空き地(宅地)、建物の一部等もお取り扱いも可能です。交渉・契約の仲介については、(公社)栃木県宅地建物取引業協会・(公社)全日本不動産協会との協定を結んでいますので、協会推薦の市内業者を紹介することもできます。

物件を公開されたくない人向けに非公開物件の取り扱いもしています。

(令和6年3月末時点) 累計登録件数：178件 累計成約件数：125件

空き家バンクリフォーム補助金制度

市外からの転入希望者が10年以上居住することを条件に、空き家バンクで購入した住宅をリフォームする場合に利用できる補助金制度です。

補助対象工事：市内業者等が請け負う、空き家バンク物件の20万円以上のリフォーム工事

補助金額：リフォーム工事費用の2分の1
基本上限50万円(加算項目あり)

補助件数：4件程度